

令和6年5月1日

事業主殿

(一社) 佐久労働基準協会  
会長 小宮山 完治

### 「職長教育（管理監督者等）」開催のご案内

労働安全衛生法第60条は、職長等労働者を直接指導又は、監督する者は安全衛生の教育を受けなくてはならないことに定められております。

このたび、製造業を主体とした職長等の教育を下記により開催いたしますので、受講申し込みを6月7日までに受講料とテキスト代を添えて協会事務局までお願いします。

職長とは、「作業中の労働者を直接指導、又は監督する者」。この「職長教育」を修了していないと職長（部下を持つ地位）になることができません。

この教育は、平成18年4月から改正施行された労働安全衛生規則第40条に定められた教育事項を満たすもので、当協会におきましては、規定に基づき事業主に代わって実施しております。

なお、建設業に従事する職長教育は、9月2日・3日に予定しております。

#### 記

#### 1 講習会の日時、会場、定員、申込締切り

開催日	令和6年6月24日（月）25日（火）8時50分受付	
会場	佐久市市民創錬センター 佐久市猿久保165-1 電話0267-66-0551	
定員	54名	締切日前でも定員に達しましたら締め切りいたします。 定員に満たない場合は締切日後も受付します。
申込締切り	6月10日（月）	

#### 2 申し込み方法

受講申込書（別紙）に記入のうえ、受講料及びテキスト代を添えて申し込み締切期日までに当協会へ申し込みしてください。

#### 3 受講料及びテキスト代（受講料・テキスト代ともに消費税10%を含みます）

	受講料	テキスト代	合計
協会会員	11,000円 (税抜10,000円)	990円 (税抜900円)	11,990円 (税抜10,900円)
非会員	13,200円 (税抜12,000円)	990円 (税抜900円)	14,190円 (税抜12,900円)

#### 4 講師

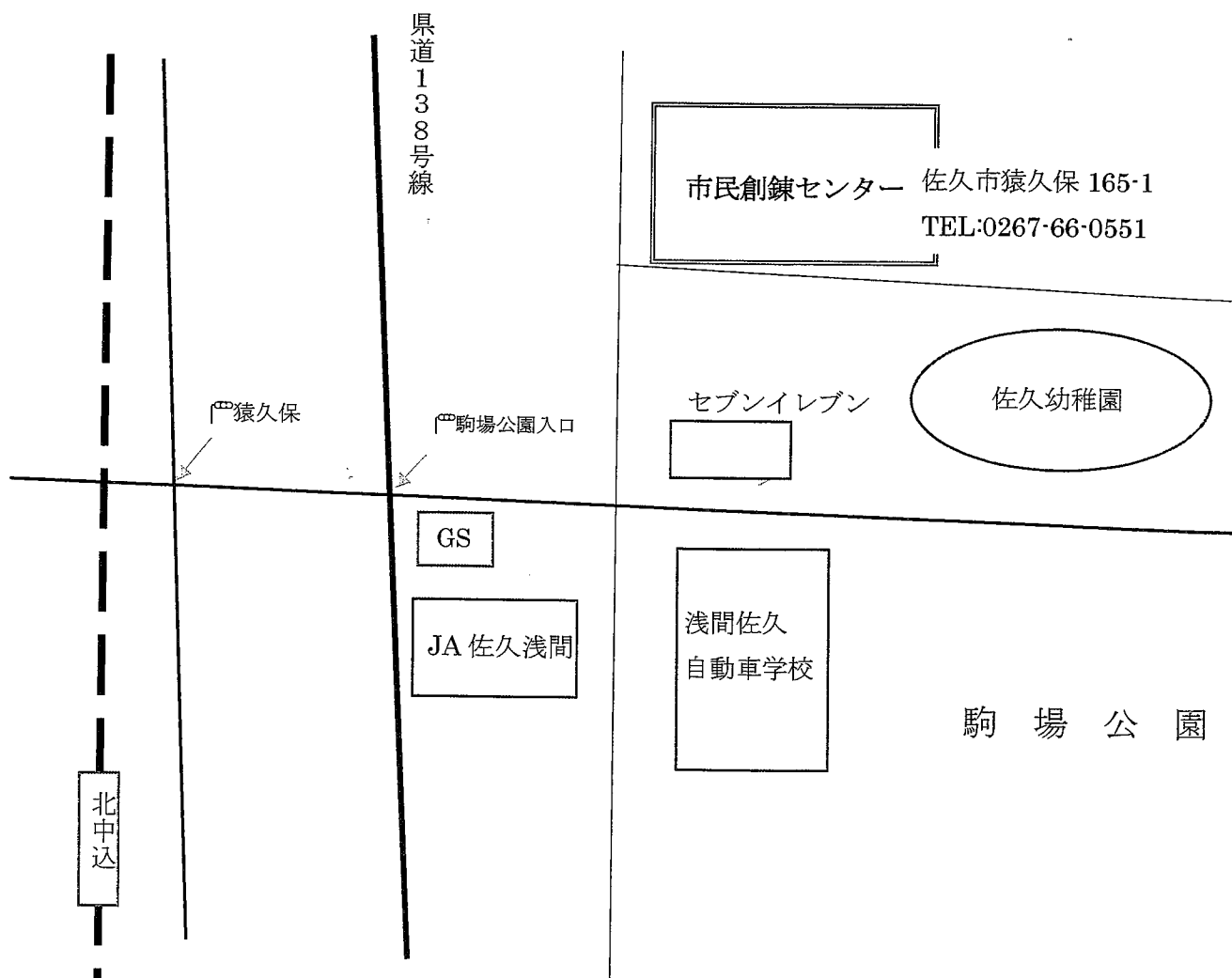
須藤 馨氏

職長教育トレーナー（中災防RST）

社会保険労務士

5 その他

- ② 講習科目、時間割は当日お知らせいたします。
- ② 教育方法は、討議方式です。
- ③ 筆記用具を持参してください。
- ④ 受講申し込み後の取消しは、6月17日（月）まで、その後の取消し及び欠席者には、受講料の返還はできません。
- ⑤ 全課程修了者には、修了証を交付いたします。



## 職長教育受講申込書

ふりがな		生年月日	受講番号
氏名		昭和 平成 年 月 日	佐久
住所 〒			
会員関係 (該当に○)	会員	非会員	

事業場所在地 〒

事業場名

電話

F A X

担当者名

(一社) 佐久労働基準協会 会長あて

	受講料	テキスト代	合 計	領収年月日	担当者
会員	11,000円	990円	11,990円		
非会員	13,200円	990円	14,190円		

↓お名前を記入し、切り取らずにこのままお出し下さい

## 職長教育受講票

受講番号	受講者氏名	会場 佐久市市民創錬センター		テキスト	
佐久		6月24日	6月25日	当日	不要